

令和6年度多古町デジタル農家エコシステム推進業務委託  
(アグリテックを活用した農業課題解決実証事業)  
仕様書

1. 委託業務名

多古町デジタル農家エコシステム推進業務委託(アグリテックを活用した農業課題解決実証事業)

2. 目的

① 本事業の背景

本町は、千葉県北東部に位置し、豊かな森林や栗山川などの自然環境を有し、6月のあじさいなど四季折々の自然景観を見ることができる。成田空港から空港シャトルバスで20分の好立地にありながらも、農業を基幹産業とし、伸びやかで美しい農村景観が広がり、多古米の田植えや稲刈り体験、さつま芋の収穫体験などを楽しむことができる。また、隣接する成田空港の更なる機能強化や圏央道の開通に伴う新ICの整備など、これまでにない環境変化が起り始めており、近隣都市間だけでなく、国内外からも多くの人々が来訪する機会が訪れることが想定される。

一方で、農業を取り巻く状況は年々変わってきているにもかかわらず、構造的な課題は旧態依然とした状態のままであることが問題視されている。それらの課題の一部を挙げると、依然として熟練者のノウハウや人手に頼る作業が多いこと、農家の高齢化や後継者不足等により本町の農業従事者が令和2年までの15年間で約4分の1に減少していること、農業に従事する時間は長いものの産出額が低く生産性が低いことなどがある。また、成田国際空港に隣接する立地にありながら、海外販路構築に向けたノウハウ不足や海外インポーターとのパイプライン構築ができておらず、農畜製品の輸出への取組が遅れている。こういった課題を解決し、農業への関心や生産性の向上を推進するため、将来に向けた新たなアプローチを行っていくことが急務となっている。

② 本町が目指す将来像

多古町デジタル農家エコシステム推進事業では、本業務を含めた4事業により将来に残る持続可能な農業を実現することを目的としている。本業務では、アグリテック企業との連携により農業者等の抱える地域課題を解決することにより農業の生産性向上を図るとともに、アグリテック企業を誘致するきっかけを創出する。

③ これまでの取組

本事業はデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、3年計画で実施す

る事業の2年目である。1年目は、「個人農家の販路開拓」「地域における農用機械のシェアリング促進」「農業廃棄物の利活用による環境保護の促進」の3つのテーマにより事業募集を行い、「個人農家の販路開拓」に係る事業を2件、「農業廃棄物の利活用による環境保護の促進」に係る事業を1件採択し、農家及び企業と連携した事業を実施した。

### 3. 委託期間

契約の日から令和7年3月21日(金)まで

### 4. 委託業務内容

業務委託の内容は次の各項目の通りとし、具体的な取組の推進に資するものとする。なお、本業務の遂行にあたり、本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜発注者へ提案すること。

#### ●アグリテックを活用した農業課題解決の実証事業

本町の農業課題解決や産業振興に資する取組を町内外の事業者から募集し、3件程度選定したうえで、それらの事業者による実証事業を支援すること。

なお、実証実験に係る支援は次の要素を含むものとする。

ア 実証事業を行う事業者と農家の募集に係る制度設計

イ 実証事業を行う事業者と協力農家の選定

※町は本事業に関心の高い農業者等の情報を提供する。必要に応じ町から農業者等への連絡を実施

ウ 農業者等が抱える課題の明確化

エ 実証事業を行う事業者と協力農家との調整

オ 実証フィールドの確保

カ 総額660万円、3件程度の経費支援

キ 実証事業に対する伴走支援

ク 実証事業のPR

ケ 実証事業の結果の取りまとめ及び報告

コ 町内農業者等へ実証事業の結果の還元

サ その他発注者が必要と判断する支援

### 5. 委託業務に係る経費

受託者は本業務の実施に当たり次の経費を負担するものとする。

- ・ 本事業の制度設計・運用に係る費用
- ・ 実証事業の経費支援に係る費用

- ・ 実証事業の伴走支援に係る費用
- ・ 成果品の制作に係る費用
- ・ 必要に応じ外部専門機関等への外部委託費
- ・ 公募型プロポーザルにおいて提案があった業務に係る費用
- ・ その他本事業の遂行に必要な経費

## 6. 成果品の提出等

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。

また、成果品の提出後に訂正事項等があった場合は、発注者の指示に従い、速やかに訂正のうえ再提出すること。

- (1) 業務完了報告書(A4判)
- (2) 実証事業を通じて企業等が収集したデータ類
- (3) 各種調査資料集及びバックデータ
- (4) 会議・打ち合わせ議事録
- (5) 本事業に付随して作成・収集した資料等で発注者が必要と認める資料

## 7. その他業務実施に係る要件

- ・ 受託者は、不測の事態により定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ・ 本業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、再委託することが業務遂行に有効であると認められる場合には、事前に発注者の承諾を得て一部を再委託することができる。
- ・ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、第三者に漏洩してはならない。ただし、発注者の了承を得た場合は関係者に情報提供できるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その決定に従うこと。